

いばらきパートナーシップ宣誓制度 の適用拡大について

茨城県

令和元年7月26日

いばらきパートナーシップ宣誓制度の適用拡大について

1 いばらきパートナーシップ宣誓制度の利用状況(7/25時点)

宣誓書提出	宣誓予約	総計
10組(うち受領証交付9組)	2組	12組

2 市町村関係(公営住宅及び公立病院での適用)

市町村名	内容	摘要
水戸市	市営住宅(8月1日から適用)	全戸数:約3,700
笠間市	市営住宅(8月1日から適用) 市立病院(8月1日から適用)	全戸数:約350 病床数:30
常陸太田市	市営住宅(7月8日から適用)	全戸数:約580

いばらきパートナーシップ宣誓制度の適用拡大について

3 民間団体等

(1) 不動産取引関係

- ・(公社)茨城県宅地建物取引業協会
- ・(公社)全日本不動産協会茨城県本部
- ・(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会

下記について、会員企業に周知することで承諾済

- ①性的マイノリティに差別的取扱いをしないこと
- ②パートナーを家族同様に扱うこと

(2) 生命保険関係

- ・(一社)生命保険協会茨城県協会

下記について、会員企業に依頼することで承諾済

- ①性的マイノリティに差別的取扱いをしないこと
- ②パートナーを配偶者同様に扱うこと

(3) 医療機関等

- ・JA茨城県厚生連(水戸協同病院等所管)
- ・日本赤十字社茨城県支部(水戸赤十字病院等所管)
- ・茨城県済生会(水戸済生会病院等所管)

各団体とも県の支援策について承諾済

⇒今後、各病院に対し、面会や手術同意等について、家族同様に扱うことを依頼

(4) 今後の適用拡大

- ・携帯電話関係(家族割引)
- ・損害保険関係(自動車保険における配偶者適用)
- ・クレジットカード関係(家族カード発行)